

箕面市立介護老人保健施設・利用料金表概要（介護保健施設サービス）

【3割負担用】

令和6年（2024年）6月

■施設入所（1日あたり）の料金

※基本料金：介護保健施設サービス費(在宅強化型)及び全利用者に毎日算定する加算

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担割合	3割	3割	3割	3割	3割
基本料金（多床室・2人室）	2,755円	2,995円	3,207円	3,390円	3,558円
基本料金（個室）	2,492円	2,729円	2,935円	3,115円	3,289円
夜勤職員配置加算	76円	76円	76円	76円	76円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	70円	70円	70円	70円	70円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	162円	162円	162円	162円	162円
介護サービス金額（多床室・2人室）	3,063円	3,303円	3,515円	3,698円	3,866円
介護サービス金額（個室）	2,800円	3,037円	3,243円	3,423円	3,597円

食 費	1,445円/日	当施設から外泊又は入院された場合、原則としてその初日と復帰された日はご負担いただきます。ただし、全食、嚥食されない場合は、ご負担はありません。負担限度額認定を受けられている方は、認定証に記載されている食費をご負担いただきます。		
居住費	多床室・2人室	460円/日	当施設から外泊又は入院された場合、原則としてその初日と復帰された日はご負担いただきます。負担限度額認定を受けられている方は、認定証に記載されている居住費をご負担いただきます。	
	個室	1,680円/日		
特別室料	2人室	市内	1,650円/日	個室、二人室を利用された場合にご負担いただきます。当施設から外泊又は入院された場合も、ご負担いただきます。
		市外	3,300円/日	
	個室	市内	3,300円/日	
		市外	5,500円/日	
日常生活費	210円/日	おしぼり、バスタオル、フェイスタオル、ティッシュ、シャンプー・リンス、ボディソープやレクリエーションで使用する折り紙、塗り絵、刺し子、パズル、習字等の費用です。		

1日あたりの料金	（多床室）	5,178円	5,418円	5,630円	5,813円	5,981円
	（2人室・市内）	6,828円	7,068円	7,280円	7,463円	7,631円
	（2人室・市外）	8,478円	8,718円	8,930円	9,113円	9,281円
	（個室・市内）	9,435円	9,672円	9,878円	10,058円	10,232円
	（個室・市外）	11,635円	11,872円	12,078円	12,258円	12,432円

■加算料金（※は、ご利用者全員に算定します。）

加 算 項 目	負 担 割 合	算 定 要 件
	3割	
※夜勤体制加算	76円/日	夜勤を行う介護職員・看護職員数が一定基準をみだしている場合に算定します。
※サービス提供体制加算（Ⅰ）	70円/日	介護福祉士の配置が80%以上または勤続10年以上の介護士が35%以上の場合に算定します。
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	816円/回	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）の算定要件に加え、入所時及び1月に1回以上ADL評価を行った場合に算定します。
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	633円/回	ご利用された日から起算して、3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に算定します。
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	759円/回	認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）の算定要件に加え、入所者が退所後に生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、リハビリテーション計画を作成した場合に算定します。

認知症短期集中 リハビリテーション加算（Ⅱ）	380円/回	医師が認知症と判断されたご利用者に、医師、理学療法士、作業療法士が連携してリハビリテーションを行った場合に週3日を限度に算定します。
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅰ）	168円/月	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）の算定要件に加え、口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定し、計画内容にリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養情報を関係職員で共有する場合に算定します。
※ リハビリテーションマネジメント計 画書情報加算（Ⅱ）	105円/月	リハビリテーション実施計画をご利用者やご家族に説明をし、リハビリテーションの質を管理したうえで、ご利用者のリハビリテーション情報を国（LIFE）に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 （Ⅱ）	162円/日	10の評価項目（在宅復帰率、ベッド回転率、入所前後訪問指導割合、退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハ専門職の配置割合、支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養の実施割合）について、各項目に応じた値を足し合わせた値が70以上の場合に算定します。
外泊時費用	1,145円/日	ご利用者が外泊された場合は、外泊初日と最終日以外は施設利用料等に代えて、外泊時費用を算定します。上限は月に6日間です。
外泊時費用 （在宅サービスを利用する場合）	2530円/日	ご利用者が外泊時に、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として算定します。外泊初日及び最終日は算定できません。
ターミナルケア加算	死亡日	6,008円/日
	2～3日	2,878円/日
	4～30日	506円/日
	31～45日	228円/日
ご家族等の同意を得て回復の見込みがないと診断された者に対して、ターミナルケア計画を策定した上で、ご家族等の求めに応じて随時説明をし看取り介護を行った場合、死亡日以前45日間を算定します。		
初期加算（Ⅰ）	190円/日	急性期病院一般病棟への入院後30日以内に退院し、当施設に入所された場合に、入所した日から30日間算定します。
初期加算（Ⅱ）	95円/日	初期加算（Ⅰ）の算定要件以外で入所された場合に、入所した日から30日間算定します。
退所時栄養情報連携加算	222円/回	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、特別食を必要とするご入所者又は低栄養状態にあると医師が判断したご入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	1423円/回	入所前30日以内又は入所後居宅を訪問し、施設サービス計画の策定や療養上の指導を行った場合に算定します。
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1,518円/回	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）の算定要件に加え、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定します。
試行的退所時指導加算	1,265円/回	退所又は試行的退所時に、退所後の療養上の指導を行った場合に算定します。
退所時情報提供加算（Ⅰ）	1,581円/回	居宅へ退所される際、退所後の主治医に対して、診療情報、心身の状況、生活歴等の情報提供を行った際に算定します。
退所時情報提供加算（Ⅱ）	791円/回	医療機関へ退所される際、退所後の主治医に対して、診療情報、心身の状況、生活歴等の情報提供を行った際に算定します。
入退所前連携加算（Ⅰ）	1,898円/回	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、ご利用者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、ご利用者が希望する居宅介護支援事業者に対して情報提供を行った場合に算定します。
入退所前連携加算（Ⅱ）	1,265円/回	退所に先立って、ご利用者が希望する居宅介護支援事業者に対して情報提供を行った場合に算定します。

訪問看護指示加算	949円/回	ご利用者の退所時に、医師が訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合に、1回を限度に算定します。
栄養マネジメント強化加算	35円/日	管理栄養士をご利用者に対して1:50（2名）以上を配置し、ご利用者ごとの栄養状態、嗜好等踏まえ、個々に対応した食事を提供し、問題がある場合は早期に対応します。ご利用者ごとの栄養状態を国（LIFE）に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
※自立支援促進加算	949円/月	医師が入所時に自立支援のために必要な医学的評価を行い、少なくとも3月に1回医学的評価を見直し、看護職員、介護職員、介護支援専門員らと共に自立支援計画の策定に参加しており、少なくとも3月以内に、支援計画を見直していること。上記の医学的評価の国（LIFE）への提出、自立促進のため有効かつ必要な情報の活用した場合に算定します。
経口移行加算	89円/日	経管により食事を摂取しているご利用者について経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に、180日以内に限り算定します。
経口維持加算（Ⅰ）	1265円/月	経口による食事を摂取しているご利用者で、摂取機能障害を有されている場合に6月以内の期間に限り、1月につき算定します。
経口維持加算（Ⅱ）	317円/月	経口維持加算（Ⅰ）の算定要件に加え、協力歯科医療機関を定めている介護老人保健施設が、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定します。
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	285円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合に算定します。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	348円/月	上記（Ⅰ）に加え、口腔衛生等の管理に係る計画を国（LIFE）に提出し、口腔衛生管理の実施に当たり、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	317円/月	協力医療機関連携加算（Ⅱ）の算定要件に加え、協力医療機関が、①利用者の病状が急変した際に常時相談対応ができる、②施設からの診療の求めに診療体制が確保されている、③利用者の病状が急変した場合に入院の受け入れ体制があるといった要件を満たす場合に算定します。算定する場合は、利用者全員に算定します。
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	16円/月	協力医療機関との間で、利用者等の同意を得て、当該利用者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定します。算定する場合は、利用者全員に算定します。
療養食加算（1食）	19円/回	ご利用者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食の提供が行われている場合に1日3食を限度とし1食につき算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	443円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）口の算定要件に加え、入所後1月以内に入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合に算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	222円/回	入所時に6種類以上の内服薬が処方されているなどの算定基準に適合するご利用者に対し、処方する内服薬の減少について退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合に、1回を限度として算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	759円/回	上記の（Ⅰ）イもしくはロの算定要件に加え、ご入所者の服薬情報を国（LIFE）に提出し、処方に応じて適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	317円/回	上記の（Ⅱ）の算定要件に加え、入所時と比べ退所時に処方薬が1種類以上減少している場合に算定します。

所定疾患施設療養費（Ⅰ）	756円/日	肺炎・尿路感染・带状疱疹・慢性心不全憎悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、処置の内容を診療録に記載していること、実施状況を公表していることを条件に、1月に連続する7日間を限度に算定します。
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	1,533円/日	所定疾患施設療養費（Ⅰ）の条件に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合、1月に連続する10日間を限度に算定します。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	10円/日	ご利用者の総数のうち「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方」の割合が2分の1以上であり、「認知症介護に係る専門的な研修」を修了している職員数が一定の基準を満たしている場合に対象のご利用者に対し算定します。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	13円/日	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の算定要件に加え、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している職員を1名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施し、認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施している場合に対象のご利用者に対し算定します。
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	475円/月	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）の算定要件に加え、より専門世知の高い研修（認知症介護指導者養成研修又は日本版BPSD認知症ケアプログラム研修）を修了した者を1名以上配置している場合に算定します。
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	380円/月	入所者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方の占める割合が2分の1以上であり、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、チームケアを実施するとともに、認知症の専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を1名以上配置している場合に算定します。
安全対策加算	64円/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止のための指針の整備</li> <li>・事故の報告と改善策の周知徹底</li> <li>・事故防止のための委員会、研修の実施</li> <li>・上記の措置を実施するための担当者設置</li> </ul> これらの要件を満たした場合に算定します。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	10円/月	ご利用者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に褥瘡管理を実施した場合に毎月算定します。また、その評価の結果を国（LIFE）に提出し、褥瘡管理の実施に当たって情報を活用している場合に算定します。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	42円/月	上記の（Ⅰ）に加え、褥瘡リスクのあるとされるご利用者について褥瘡の発生がない場合はこちらを算定します。
排せつ支援加算（Ⅰ）	32円/月	排せつに介護を要するご利用者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に算定します。
排せつ支援加算（Ⅱ）	48円/月	上記の（Ⅰ）の要件を満たしたうえで、排尿・排便についていずれかが改善し、いずれも悪化していない場合、または「おむつを使用」されていて「使用しなくなる」改善があった場合こちらを算定します。
排せつ支援加算（Ⅲ）	64円/月	上記の（Ⅱ）の要件との違いとして、排尿・排便についていずれかが改善した場合、かつ「おむつを使用」されていて「使用しなくなる」改善があった場合こちらを算定します。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	32円/月	第二種協定指定医療機関と新興感染症の発生時等の対応を行う協定締結を行うとともに、協力医療機関等と一般的な感染症発生時の対応の取り決めや院内感染対策に関する研修や訓練に年1回以上参加している場合に算定します。算定する場合は、利用者全員に算定します。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	16円/月	感染対策向上加算を行う医療機関から、3年に1回以上感染制御に係る実地指導を受けている場合に算定します。算定する場合は、利用者全員に算定します。
新興感染症等施設療養費	759円/日	ご入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、適切な感染対策を行ったうえで、介護サービスを行った場合に算定します（1月に1回、連続する5日を限度）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	32円/月	ご入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合に算定します。ご利用者全員に算定します。
※科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	190円/月	上記（Ⅰ）の要件に加えて、詳細な既往歴や服薬状況、同居家族の状況など、更に多くの情報を提供する場合にこちらを算定します。
※介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数× 75/1,000	介護職員等の処遇改善が一定の基準を満たしている場合に算定します。ご利用者全員に算定します。

◎介護報酬にかかる利用料は、端数処理をしてご利用者の負担額（保険3割負担分）を算定していますので、月額での請求時に若干の差異が生じる場合があります。

【その他の料金】

私服衣類洗濯サービス料	662円/1ネット	洗濯業者に依頼して洗濯します。申込は事務所で受け付けます。
洗濯物仕分け作業サービス料	550円/1ネット	洗濯業者に洗濯物を出す作業や戻ってきた洗濯物を仕分けし入浴セットを作る作業を代行します。
文書料	各種診断書	1,100円/1通
	その他	550円/1通
個別教養費	特にご利用者個人が希望され提供する教材費の実費を、毎月の利用料と一緒に請求します。	
クラブ活動費	押し花 200円 水彩画 100円 料理 100円 生け花 300円 手芸 200円 パソコン 50円 フラワーアレンジメント 200円 ペーパーフラワー 50円	
理美容代	ライフプラザ美容室所定の料金によります。下記一例をご参照ください。 カット2,000円 パーマ6,700円（ダメージヘアー7,700円） 洗髪500円	
ワクチン接種料	任意接種 実費	